４　二次募集入学者選抜

二次募集入学者選抜に出願できるのは、県立学校に合格していない者とする。なお、出願は、１校限りとし、学科を２以上置く高等学校においては、第２志望又は第３志望まで志願することができる。また、入学願書提出後の変更は認めない。

(1) 選抜の方法

選抜検査方法や検査内容に関する詳細については、志願先高等学校長が定める。

(2) 出願手続

志願者（卒業生を含む）は、宮崎県立高等学校入学願書（二次募集）（様式１－３）（以下「二次募集入学願書」という。）を出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。

選抜手数料は、全日制の課程を志願する者は、2,200 円分の宮崎県収入証紙を、定時制の課程を志願する者は、950 円分の宮崎県収入証紙を選抜手数料納付書に貼付して納付する。ただし、証紙に消印をしない。なお、出願後に出願を取り消しても、選抜手数料は返却しないものとする。

県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程を志願した者が、さらに二次募集において定時制の課程に出願する場合は、次の手続を行えば、選抜手数料は徴収しない。

志願者の出身中学校長は、出願証明申請書（様式８）を、先に出願した高等学校長に提出し、県立高等学校出願証明書（様式９）の発行を受け、入学願書に添付して、二次募集の志願先高等学校長に提出する。

(3) 出願書類

志願者の出身中学校長は、次に掲げるアからエの書類を、自己申告書を提出する志願者がいる場合はオの書類を添えて、一括して志願先高等学校長に提出する。ただし、ウについては、志願先高等学校長にすでに提出している場合は、提出しなくてよい。なお、令和３年３月以前に中学校を卒業した者は、イの調査書については当該中学校の卒業証明書を提出することで、これに代える。この場合、ウの学習成績一覧表は提出しなくてもよい。

作成に当たっては、選抜実施細目の「**ⅠⅠ　出願書類の作成要領**」（２９～３２ページ）による。

ア	入学願書（二次募集）（様式１－３）
イ	調査書（様式２）
ウ	学習成績一覧表（様式３）
エ	二次募集入学志願状況報告書（様式４）
オ	自己申告書（様式１－９）（提出任意） 年間の欠席日数が３０日以上の志願者は、自己申告書を出身中学校長を経て、志願先高等学校長へ提出することができる。自己申告書は志願者本人及び保護者が自筆で記入し、志願者の氏名、出身中学校名及び「自己申告書在中」と明記した封筒に入れ、封をする。

(4) 二次募集入学志願書類受理書及び受検票の受理

志願者の出身中学校長は、出願書類を志願先高等学校長に提出し、二次募集入学志願書類受理書（様式５－３）及び受検票を受理する。

(5) 出願期間

・令和９年３月１８日（木）～３月１９日（金）

・全日制・定時制ともに午前９時から午後４時まで受け付ける。

ただし、最終日の受付は全日制・定時制ともに午前９時から正午までとする。

・郵送による出願は認めない。

(6) 選抜検査

① 選抜検査日

令和９年３月２３日（火）

なお、詳細な時間については、志願先高等学校長が定める。

② 選抜検査場

志願先高等学校

(7) 選抜結果の通知及び合格者の発表

① 高等学校長（注１）は、３月２４日（水）に、各高等学校で二次募集入学者選抜結果通知書（様式１０－４）を各中学校長（注２）に手交する（注３）。ただし、中学校長から事前に郵送の依頼があった場合は、郵送によることができるが、発送日は３月２４日（水）とする（注４）。高等学校長は投函した旨のみ該当中学校長へ伝え、合否について電話で伝えることは認めない。

（注１）高等学校長の代理者が手交する場合もある。

（注２）中学校長の代理者が受領する場合は､校長印が押印された委任状を持参するものとする。

（注３）手交する時間については、志願先高等学校長が定める。

（注４）郵送料は中学校の負担とし、料金等について志願先高等学校と協議するものとする。

② 合格者の発表

３月２４日（水）に、合格者の受検番号を次の２つの方法にて発表を行う。

ア 志願先高等学校長が定める時間に、志願先高等学校の校内に掲示する。

イ 校内に掲示する時刻から２４時間、志願先高等学校の WEB ページに掲示する。

(8) その他

この選抜実施細目に定めるもののほか、二次募集に関する必要な事項は、当該高等学校長が定める。